

公示第302号

平成27年 7月31日

東亜道路健康保険組合

理事長 丸尾 和廣

## 人間ドック利用規程の制定について

短期人間ドック利用規程、家族人間ドック利用規程、自動化健診利用規程を廃止し、別添のとおり人間ドック利用規程を制定したので公示します。

東 亜 道 路 健 康 保 険 組 合  
人 間 ド ッ ク 利 用 規 程

東亜道路健康保険組合（以下「組合」という。）が、保健施設として実施する人間ドックを被保険者及びその被扶養者が利用するときはこの規程の定めるところによる。

（受診資格）

第 1 条 人間ドックを利用できる者は、被保険者及びその被扶養者であって、利用申込日において満35才以上の者とする。

（受診病院および費用）

第 2 条 受診病院は、健康保険組合連合会と、各病院団体（日本病院会及び日本人間ドック学会、日本総合健診医学会、日本病院協会）との契約により指定された病院（以下「病院」という。）とし、人間ドックの費用は契約料金とする。

（検査項目）

第 3 条 前条の契約により指定された項目とする。ただし、婦人科検診（子宮頸部、乳房（触診、マンモ、エコー）検査）を希望する場合は組合の負担において行う。

（一部負担金）

第 4 条 利用希望者は、人間ドックの利用に要する費用のうち、一泊人間ドックは10,000円を、一日人間ドックは5,000円を一部負担金として負担するものとし、利用後すみやかに組合に支払うものとする。

（利用手続）

第 5 条 人間ドックの利用希望者は、指定された病院の中から希望の病院を選び予約を行った上、人間ドック利用申込書により組合に申し込むものとする。

第 6 条 前条の申請を受けた組合は、希望者の受診資格を確認のうえ、健康保険組合連合会指定の様式による利用申込書を病院に提出し、利用券を利用希望者に交付するものとする。

第 7 条 利用者は、前条により交付された利用券を病院に提出して受診するものとする。

第 8 条 人間ドックの受診日の変更は原則認められない。

2 利用を取消す必要の生じた場合において、キャンセル料が発生した場合には、利用希望者が負担しなければならない。

第 9 条 利用者に対する組合の補助は、1人につき1年度1回を限度とする。

第10条 第6条により交付を受けた利用券を他人に譲渡又は貸与した者は、費用の一切を負担しなければならない。

2 前項に該当する者に対しては、以後施設の利用を認めないものとする。

第11条 この規程の実施に関し、必要な事項は理事会で定める。

附 則

この規程は、平成27年8月1日から適用する。

本人 一泊  
家族 一日

# 人間ドック利用申込書

申込日 平成 年 月 日

健診結果が医療機関より受診者に報告されると同時に、東亜道路健康保険組合にも報告されることを了承のうえ、下記のとおり申込致します。

事業所名		被保険者証		利用病院（施設）名	
		記号			
被保険者氏名		番号		利用年月日	平成 年 月 日
印				備考	
利用者					
フリガナ					
氏名					
フリガナ					
住所	〒				
	電話				
生年月日	大昭 年 月 日	年齢	性別		
性別	才	才	男・女		

(東亜道路健康保険組合)